

### 申 24 号・申 26 号・申 27 号・申 30 号

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急申し入れ 団体交渉を行う！①

#### 24-1 項 国内における新型コロナウイルスの感染者拡大及び感染者の死亡に踏まえた現状認識について明らかにすること

(組合)厚労省が「国内で新型コロナウイルスが蔓延している恐れが高い」とする報告書をまとめた。このような状況にま  
でなっていることに対する問題意識はどうか。

(会社)日々状況が刻一刻と変わってきている。当社も日々変わる現状に対応すべくこの2か月も対策を打ってきている。

(組合)果たして十分なのか。問題意識を持たざるを得ない。さまざまな対策、万全な体制を取る必要があるのではないか。

#### 26-1 項 JR 東日本グループ社員の感染に伴う見解を明らかにし、今後の考え方について速やかに社員周知を図ること

#### 24-6 項 JR 東日本グループの社員から感染が発覚した場合の対応等における考え方について明らかにすること

#### 24-3 項 グループ会社との情報共有並びに対策及び対応の徹底について明らかにすること

(組合)感染状況について、真実に基づいて伝えた方がより組合員の不安を解消できる。

(会社)大前提として必要以上に知らせることではない。対策は事実に基づき保健所や会社で対応していく。情報の公開・  
提供は、個人情報の部分と感染拡大防止のバランスで考えていく。

(組合)グループ会社との情報共有並びに対策、対応の徹底についてはどうなっているのか。

(会社)週2回程度対策本部を開催。その情報を主管部を通してグループ会社に展開している。

(組合)グループ会社でもバラつきがある。コミュニケーション等を図って最善の対応に努めること。

(会社)何かあれば指導していく。

#### 24-2 項 現時点における感染防止に向けた対策等、今後におけるリスク管理や対策等の考え方について明確にすること

#### 24-4 項 車両や駅構内における清掃等の考え方について明らかにすること

#### 27-1 項 消毒等について、山手線内の駅並びに新幹線及び成田エクスプレスに限定している理由について明らかにすること

#### 27-2 項 新型コロナウイルス対策マニュアル(列車内用)に記載されている「感染の疑いのあるお客さま等が最後に車両を 利用してから1日以上経過している場合は、車両の消毒は行わない」としている理由について明らかにすること

(組合)現在実施している対策等は何か。

(会社)社員及びお客さまに対する手洗い・咳エチケットの徹底が基本である。

(組合)駅構内の清掃はなぜ山手線内だけなのか。それ以外はグループ会社の判断なのか。

(会社)一定程度多くの方が利用するところが中心になる。他はグループ会社の判断になる。ただ、現在は感染が広がって  
いるので全車両やるべく準備を進めている。

(組合)1日以上経過している場合は車両の消毒を行わないとしたのはなぜか。

(会社)ウイルスは通常1日すれば乾燥して消えてしまうだろうということ。ステンレス上で3日程度残ることがあるとい  
う最新の知見を踏まえ、マニュアルを順次改訂していく。

(組合)事象の対応がバラバラ。毎回対応が違うとはならない。マニュアルの改訂を検討すべき。

(会社)マニュアルがずっと通用するものではなく状況に合わせて見直していくもの。ある意味、現場の判断もある。

#### 24-5 項 新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合の検査等の対応や諸費用の負担等の考え方について明らかにすること

(組合)PCR検査はあくまでも個人負担になるのか。費用の考え方で会社として考えているものはあるのか。

(会社)PCR検査は行政検査になるので個人に検査代を求められることはない。治療や診察する費用は個人負担になる。

### 申 24 号・申 26 号・申 27 号・申 30 号

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急申し入れ団体交渉を行う！②

- 26-2 項 政府によるテレワークやオフピーク通勤の積極的な態勢に踏まえ、当社の考え方、今後の対応を明らかにすること
- 27-4 項 政府による要請に基づき、「風邪等の症状が発生した場合の休みやすい環境の整備」並びに「学校等の休校に伴う従業員への休みやすい配慮」に対する考え方を明らかにしたうえで、早急に具体的な対策と措置を講じること
- 30-1 項 政府による緊急対応策の第2弾における「小学校等の臨時休業により職場（仕事）を休まざるを得なくなった保護者に対する新たな助成金制度の創設」に踏まえ、当社の考え方及び今後の対応について明らかにすること
- 26-3 項 政府による風邪を発症した場合の自宅療養の態勢を受け、当社の考え方を明らかにするとともに、自宅療養を促す場合は有給休暇の取扱いとすること

(組合) 政府の考え方が示されたときの当社の考え方を示すこと。

(会社) 政府の方針を踏まえ、当社の事情を踏まえながら判断していくことが基本的なスタンス。

(組合) 有給であれば取得が増える可能性もある。期限を設けるなど柔軟な対応があつて然るべき。

(会社) 休有給では保存休の対象年齢引上げ、無給では養育休暇の繰上げや日数上限を設けない対応をしている。

(組合) 濃厚接触者になっても無給なら仕事に行くとなり、どんどん出てしまう。備えて整備した方がリスク管理になる。

(会社) 行政から外出自粛要請があり、症状が出ていなくてもリスクを踏まえ自宅待機を命じる場合、賃金は減額されない。

(組合) 仕事をしている途中で帰宅の指示があつた場合はどうなるのか。

(会社) 正式には時間の欠勤になる。ただ、勤務は個別に判断する部分もある。

(組合) それは納得できない。個別の対応にはしてはいけない。統一するのか、是正させるのか、ハッキリしてもらいたい。

(会社) ケースを会社として確認したうえで判断したい。勤務の取扱いは事象が個別に異なるので個別に判断する。

- 24-7 項 (1)業務中は全社員にマスク着用を義務づけること。なお、マスクについては会社が用意し始業時に配布すること
- 27-3 項 政府見解を受け対応した接客業務に従事する社員（駅員、車掌、運転士）に対するマスク着用の指示について、東京、横浜、八王子、大宮、水戸、千葉、高崎支社及び新幹線統括本部に限定している理由について明らかにすること
- 24-7 項 (2)勤務箇所等の各箇所には、アルコール消毒液又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤を早急に配備すること
- 26-4 項 新型コロナウイルス感染症対策の手引きの徹底並びにマスクの配布・着用及び除菌・消毒用品の設置などの対策や対応について、各職場においてばらつきが見受けられることから統一を図ること。
- 24-7 項 (3)現在計画している海外への出張及び研修は見送ること。また、国内の研修等において主席者からの新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合は、直ちに中止すること
- (4)感染リスクの低減や飛沫感染の予防として新幹線・特別急行列車等の車内改札業務の実施は行わないこと。また、車掌業務の改札行路については待機の扱いとすること
- 27-5 項 政府による学校等の休校並びにテレワーク及び時差通勤、外出自粛の要請等に踏まえ、当面の間は臨時列車及び特別急行列車の運行を中止するとともに、新幹線及び在来線普通列車における通勤時間帯の運行本数を削減すること

(組合) 要求は全社員へのマスク着用だ。こういう状況だからこそ限定せず対応することも必要なときに来ている。

(会社) 毎日6万人の社員に対する備蓄は当然ない。ただ、購入状況は改善してきているので対応できる部分も増してくる。

(組合) 本社の研修、出張以外は最終的に支社が必要に応じて判断するのか。

(会社) そうだ。不要不急なものを見直している。一方、業務上やらなければいけない場合は工夫して対応している。

(組合) 新幹線、特急の車内改札は行わない、改札行路は待機とすることを要求している。

(会社) 工夫できる部分は工夫して感染リスク低減に努めるよう指示している。全くやらないことにもならない。

(組合) 特急の運行中止も要求した。どういう状況になったら判断するのか。今後も感染が広がっていくことは断言する。

(会社) 明確に示すのは難しい。あらゆる選択肢を含めた対応策は検討している。こうした議論も含めて判断していく。

- 24-8 項 新型コロナウイルスの感染者拡大に対する現状認識及び対策の実施などについて全社員に説明会等を通じて早急に徹底すること。また、本社及び各地方機関設置の対策本部等による進捗状況については定期的に社員へ周知すること

(組合) 対応要領も掲示されていないところもある。スマカタにアップして終わりではない。徹底すること。

(会社) 状況が変わりゆく中で難しい対応を迫られたりもするが、しっかりと必要な社員周知は図っていききたい。

- 30-2 項 「労使間の取扱いに関する協約」かつ、信義誠実の原則に則り、緊急申し入れの団体交渉を早急に行うこと

(組合) 状況は刻々と日々変わっている。緊急性を要するものは早急に対応すること。

(会社) こういう場の議論を通じて対策をよりよいものにするために真摯に対応していきたい。